

土砂災害 啓発・伝承パネル等貸出要領

1 趣旨

この要領は、県民の土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに、災害の記憶を風化させず、被災の事実を後世に伝承することを目的として、広島県土木建築局砂防課（以下「砂防課」という。）が所有する土砂災害 啓発・伝承パネル及び土砂災害防止に関するDVD（以下「パネル等」という。）を貸し出す場合の取扱いについて定めるものとする。

2 貸出対象

パネル等は、県内の市町、企業、学校その他の団体等（自治会、自主防災組織、防災士等を含む。）が、展示や防災訓練、イベント等（営利を目的としないものに限る。）において使用する場合に貸し出すこととする。

3 貸出しの申込み

貸出しの申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、土砂災害 啓発・伝承パネル等貸出申込書（様式－1）に必要事項を記入して、事前に砂防課に提出するものとする。

4 貸出期間

パネル等の貸出期間は、展示等しようとする期間に搬入、搬出等に必要な日数を加えた期間とする。貸出期間は、原則2週間以内とし、それ以上の期間を希望する場合は、申込者は、別途、砂防課と協議を行うこととする。

5 貸出しに関する費用等

パネル等の貸出しは、無料とする。ただし、パネル等は砂防課で開庁日（9時～17時の間）の引渡しを原則とし、貸出しに伴う搬入・搬出、搬送等に要する費用（往復の送料等）が発生する場合は、申込者が負担することとする。

6 著作権

申込者は、パネルに掲載された写真及びDVDの著作権を侵害してはならない。また、パネル等の貸出しを受けた目的以外で使用してはならない。

7 貸出期間中の管理等

貸出期間中のパネル等の管理責任は、全て申込者にあるものとする。

申込者は、パネル等を損傷し、又は紛失した場合は、直ちに砂防課へ連絡し、その指示により修理、弁償等を行うものとする。

8 返却

申込者は、パネル等の使用が終わったときは、土砂災害 啓発・伝承パネル等返却届（様式－2）を添えて、速やかに返却しなければならない。

9 その他

この要領に定めのない事項については、申込者と砂防課の協議により決定するものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。